上監委告第 17 号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、 その結果を公表する。

平成 24 年 9 月 12 日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監查委員 勝島朝子

上越市監査委員 宮崎政國

第1 監査の種類

行政監査

第2 監査の期間

平成24年3月19日から平成24年9月10日

第3 監査対象事務

収入未済額の解消に向けた取組について

第4 監査の目的

厳しい財政状況が続いている中、市税や各種使用料等の収入未済額の解消が喫緊の課題であるとともに、市の財政運営に大きな影響を及ぼしている。

特に、各種負担金や使用料等の収入未済額については、受益者負担や市民負担の公平性を確保する観点からも大きな問題であり、市の適切な対応が求められる。

このような状況下において、各種負担金や使用料等の収入未済額の解消に向けた取組について、督促・催告、納税相談あるいは徴収、さらに不納欠損処理に至るまでの事務処理が関係法令等に基づき適正・適切かつ効率的に執行されているかなどの観点から監査を実施することにより、収入未済額の解消に資することを目的として行政監査を実施した。

第5 監査の対象

受益者負担や市民負担の公平性を確保する観点から、以下の歳入を監査対象とした。

点	入 名	所管課
分担金及び負担金	保育所運営費負担金	健康福祉部こども課 総合政策部収納課
	市営住宅使用料	
	市営住宅駐車場使用料	都市整備部建築住宅課
使用料及び手数料	特定公共賃貸住宅使用料	総合政策部収納課
	特定公共賃貸住宅駐車場使用料	
	行政財産目的外使用料(住宅使用料)	都市整備部建築住宅課
<u></u> ±±x 1 ¬¬¬ ¬ъ	放課後児童クラブ利用者負担金	教育委員会事務局学校教育課
諸収入	学校給食費徴収金	教育委員会事務局教育総務課

第6 監査の方法

滞納整理簿等の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類の審査を行うとともに、監査時における収納状況、調定、徴収事務の実施状況及び滞納整理事務の取組状況等について確認を行い、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第7 監査の着眼点

- (1) 収入未済額の状況について
 - ア 調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移
- (2) 滞納整理の管理体制について
 - ア 事務処理体制は有効に機能しているか
 - イ 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行われているか
 - ウ 徴収事務マニュアル等の作成や担当者への研修は行われているか
- (3) 滞納整理記録について
 - ア 滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか
- (4) 滞納整理事務について
 - ア 督促、催告は適時、かつ適正に行われているか
 - イ 時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか
 - ウ 必要に応じ履行期限の延長、分割納付等の緩和措置が適正にとられているか
 - エ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか
 - オ 督促手数料、延滞金等を免除しているものについては、理由及び手続は適正か

(5) 滞納処分について

- ア 差押処理は適正に行われているか
- イ 滞納処分の執行停止は適正に行われているか
- (6) 不納欠損処分について
 - ア 時効の起算点に誤りはないか。
 - イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか
 - ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか

第8 監査結果

1 収入未済額

年度別収入未済額の推移は、次のとおりである。

現年度分 (単位:円)

2017	· ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年度	保育所運営費 負担金	市 営 住 宅 使 用 料	市営住宅駐 車場使用料	特定公共賃貸住 宅 使 用 料	特定公共賃貸 住宅駐車場 使 用 料
H22	12, 065, 600	3, 752, 200	199, 200	256, 000	5, 700
H21	17, 650, 050	5, 531, 700	239, 575	496, 000	36, 700
H20	13, 040, 050	8, 700, 250	566, 025	780, 600	35, 900
H19	16, 237, 100	13, 193, 100	513, 400	1, 202, 600	19, 200
H18	15, 120, 170	12, 261, 400	537, 650	834, 300	10, 000

(単位:円)

				(+17.11)
年度	行政財産目 的外使用料 (住宅使用料)	放課後児童 クラブ利用者 負 担 金	学校給食費徵 収 金	計
H22	198, 000	608, 600	918, 620	18, 003, 920
H21	193, 821	1, 152, 800	1, 425, 130	26, 725, 776
H20	649, 632	1, 595, 300	1, 389, 185	26, 756, 942
H19	484, 209	1, 917, 300	619, 952	34, 186, 861
H18	267, 541	1, 266, 900	963, 195	31, 261, 156

過年度分 (単位:円)

年度	保育所運営費 負 担 金	市 営 住 宅 使 用 料	市営住宅駐 車場使用料	特定公共賃貸住 宅 使 用 料	特定公共賃貸住宅駐車場使用料
H22	43, 672, 998	26, 741, 417	737, 200	51, 900	1, 500
H21	39, 759, 162	30, 043, 896	967, 875	861, 400	2, 300
H20	40, 532, 341	36, 647, 043	828, 475	750, 200	0
H19	38, 996, 519	36, 346, 914	1, 066, 775	624, 400	0
H18	35, 647, 879	30, 106, 674	886, 200	250, 000	0

(単位:円)

年度	行政財産目 的外使用料 (住宅使用料)	放 課 後 児 童 クラブ利用者 負 担 金	学校給食費徵 収 金	計
H22	514, 785	4, 747, 700	1, 145, 437	77, 612, 937
H21	767, 641	4, 018, 100	455, 700	76, 876, 074
H20	655, 114	2, 912, 800	518, 867	82, 844, 840
H19	269, 541	1, 781, 400	527, 335	79, 612, 884
H18	36, 000	1, 013, 500	17, 950	67, 958, 203

平成22年度の現年度分、過年度分収入未済額合計額(95,616,857円)は、一般会計 決算における収入未済額全体の5.7%を占める。

参考

平成22年度一般会計決算における歳入各款別の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額は、次のとおりである。

現年度分、過年度分計

(単位:円)

九十次が、 過十次が 町					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	款・科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1	市税	28, 260, 596, 796	26, 777, 474, 966	120, 887, 095	1, 362, 234, 735
2	地 方 贈 与 税	1, 147, 361, 536	1, 147, 361, 536	0	0
3	利 子 割 交 付 金	97, 651, 000	97, 651, 000	0	0
4	配当割交付金	34, 819, 000	34, 819, 000	0	0
5	株式等譲渡所得割交付金	11, 511, 000	11, 511, 000	0	0
6	地方消費税交付金	2, 007, 077, 000	2, 007, 077, 000	0	0
7	ゴルフ場利用税交付金	30, 874, 896	30, 874, 896	0	0
8	自動車取得税交付金	265, 708, 000	265, 708, 000	0	0
9	国有提供施設等所在市町村 助 成 交 付 金	23, 833, 000	23, 833, 000	0	0
10	地方特例交付金	352, 652, 000	352, 652, 000	0	0
11	地 方 交 付 税	27, 897, 580, 000	27, 897, 580, 000	0	0
12	交通安全対策特別交付金	40, 276, 000	40, 276, 000	0	0
13	分担金及び負担金	2, 594, 272, 459	2, 535, 684, 675	1, 863, 150	56, 724, 634
14	使用料及び手数料	1, 902, 150, 271	1, 864, 124, 944	114, 750	37, 910, 577
15	国 庫 支 出 金	11, 534, 899, 109	11, 534, 899, 109	0	0
16	県 支 出 金	6, 637, 468, 967	6, 637, 468, 967	0	0
17	財 産 収 入	485, 172, 084	484, 639, 556	0	532, 528
18	寄 附 金	3, 744, 841	3, 744, 841	0	0
19	操 入 金	674, 399, 546	674, 399, 546	0	0
20	繰 越 金	3, 416, 822, 091	3, 416, 822, 091	0	0
21	諸 収 入	17, 187, 092, 643	16, 961, 894, 701	0	225, 197, 942
22	市債	10, 955, 500, 000	10, 955, 500, 000	0	0
	計	115, 561, 462, 239	113, 755, 996, 828	122, 864, 995	1, 682, 600, 416

2 保育所運営費負担金 【所管課 健康福祉部 こども課】

市が運営する保育園は44 園、地域保育園は5 園、社会福祉法人等が運営する市内の保育園は18 園で、市が法人等へ委託して保育サービスを提供している。

保育所運営費負担金(保育料)は、階層と入園児の年齢により決定され、入園児と同一世帯に属し生計を一つにしている父母にかかる前年度分の市町村民税の額、前年分の所得税額の合計による。ただし、祖父母などと同居の場合で著しく父母の所得が少ない場合などでは、家計の主宰者となる祖父母の等の税額が含まれることがある。

保育所運営費負担金(保育料)は、毎月末日までにその月分の使用料を納付しなければならない。(上越市保育料の徴収に関する規則)

(1) 収入未済額の状況について

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移は、次のとおりである。

現年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	1, 379, 583, 850	1, 367, 518, 250	0	12, 065, 600	99. 13%
H21	1, 422, 164, 140	1, 404, 514, 090	0	17, 650, 050	98. 76%
H20	1, 390, 610, 020	1, 377, 569, 970	0	13, 040, 050	99. 06%
H19	1, 432, 755, 110	1, 416, 518, 010	0	16, 237, 100	98.87%
H18	1, 437, 694, 610	1, 422, 574, 440	0	15, 120, 170	98. 95%

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	57, 409, 212	11, 873, 064	1, 863, 150	43, 672, 998	20.68%
H21	53, 203, 391	7, 947, 400	5, 496, 829	39, 759, 162	14.94%
H20	55, 233, 619	11, 783, 988	2, 917, 290	40, 532, 341	21. 33%
H19	50, 636, 049	9, 398, 630	2, 240, 900	38, 996, 519	18.56%
H18	46, 934, 629	9, 651, 200	1, 635, 550	35, 647, 879	20. 56%

(2) 滞納整理の管理体制について

ア 事務処理体制は有効に機能しているか

事務処理体制はこども課5人、収納課1人、区総合事務所13人で構成され、収納 課納入促進員と連携し、こども課、区総合事務所では主に現年度分の収納業務を担 当し、収納課及び納入促進員は滞納整理業務を担当している。

- イ 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行われているか 実施計画等なし。
- ウ 徴収事務マニュアル等の作成や担当者への研修は行われているか 「市税等滞納整理方針」、「市税等滞納整理実施基準」、「未納市税等における収納金

の充当基準」などの徴収事務マニュアルを作成している。

また、収納課では県市町村会や全国市長会主催の徴収事務研修、県と上越地域 3 市合同研修などへ参加しているものの、こども課では徴収事務等に関する研修は実 施されておらず、外部研修への参加実績もない。

(3) 滞納整理記録について

ア 滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか

滞納状況や交渉経過などの記録は、滞納管理システムで管理され、その理由を明確に把握し、かつ記録している。

(4) 滞納整理事務について

- ア 督促、催告は適時、かつ適正に行われているか
- イ 時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか

滞納整理は、「市税等滞納整理方針」、「市税等滞納整理実施基準」に基づき、統一 基準により執行されている。

こども課では、保育料の未納者に納期限後20日以内に督促状を発行し、それでも 未納の場合、催告時期に応じ一斉催告書を7月、12月、3月に発行している。滞納 月数2か月以上で、さらに一斉催告書に無反応で納入もない場合は、呼出通知を実 施している。

- ウ 必要に応じ履行期限の延長、分割納付等の緩和措置が適正にとられているか 納付相談の結果、担当者が一括納付が困難と判断した場合、分割納付を認め誓約 書を徴収している。分納期間は最長2年とし、履行状況の確認や納税相談をするな ど経過観察を実施している。また、少額分納者には増額交渉を行い、分納不履行の 場合には滞納処分に移行するとしている。
- エ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか 延滞金は年額 14.6%で徴収している。(市税条例に準ずる) 保育所運営費負担金滞納延滞金の状況は、次のとおりである

(単位:件、円)

	年度	件数	延滞金額 (全体)
	H22	98	969, 600
Ī	H21	82	441, 200

オ 督促手数料、延滞金等を免除しているものについては、理由及び手続は適正か 免除した案件がなかったことを確認した。

(5) 滞納処分について

児童福祉法第 56 条第 10 項で「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定されている。

ア 差押処理は適正に行われているか

滞納整理を確実に進展させるため、納入促進員によって滞納原因の究明や納入意 識の有無など、滞納者から実情を聞き取りしている。

納入促進員や担当者による滞納者との折衝又は文書による催告や呼出にも応じず、 かつ納付もなく改善の無い滞納者に対しては、一定の段階に達したところで見極め を行い、滞納処分を実施している。

一般的に滞納額が個人であっては 30 万円、法人であっては 50 万円を超えるもの 又は滞納期間が 1 年を超えた時点で原則差押えている。

差押えの状況は、次のとおりである。

<u> </u>			
	項目	H22 年度	H23 年度(H24/2 末)
対象者	児童数	18 名	16 名
	納付義務者数	13 名	10 名
金額		5, 688, 400 円	3,008,700 円
	生命保険	12 件	18 件
差押財産	預金	5 件	0 件
左17月度	国税還付金	2 件	0 件
	計	19 件	18 件
	換価・充当	14 件	1 件
	ル 金額	117, 464 円	84, 100 円
換価結果	差押による自主納付、完納	1件	0 件
	差押継続中	4 件	17 件
	計	19 件	18 件

イ 滞納処分の執行停止は適正に行われているか

①滞納処分可能な財産がない、②生活を著しく窮迫させるおそれがある、③本人が行方不明で滞納処分できる財産も共に不明であるなど、滞納者に資力喪失等の一定の事由が生じた場合に滞納処分の執行停止を行うこととし、収納課で執行停止予定者リストを作成後、こども課で妥当か判断している。妥当とされた案件については収納課で調書(滞納処分執行停止整理簿)を作成し、こども課で決裁が行われている。

執行停止の状況は、次のとおりである。

(単位:人、円)

年度	人数	金額
H22	17	1, 977, 900
H21	8	250, 550
H20	0	0
H19	3	79, 200
H18	1	546,000

(6) 不納欠損処分について

不納欠損処分は、収納課からの情報提供によりこども課で年度末に実施され、保育料不納欠損処分調書が作成されている。

不納欠損額の推移は、次のとおりである。

(単位:人、円)

年度	人数	不納欠損額
H22	16	1, 863, 150
H21	28	5, 496, 829
H20	12	2, 917, 290
H19	15	2, 240, 900
H18	6	1, 635, 550

不納欠損処分の内容は、次のとおりである。

(単位:件、円)

Δ /\			H22		H21
区 分	-	件数	金額	件数	金額
地方税法 第15条の7第4項	3年経過 による消滅	_	_		
" 第15条の7第5項	直ちに消滅	12	1, 429, 550	4	1, 606, 700
" 第 18 条第 1 項	時効消滅	4	433, 600	24	3, 890, 129
計		16	1, 863, 150	28	5, 496, 829

ア 時効の起算点に誤りはないか。

平成 22 年度において、時効消滅により不納欠損処分された 4 件について調査した ところ、地方税法に規定する時効年数を経過し、時効の起算点に誤りはなかった。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか

時効完成を待たず不納欠損をした案件がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか 該当する案件がなかったことを確認した。

3 市営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、特定公共賃貸 住宅駐車場使用料、行政財産目的外使用料(住宅使用料)

【所管課 都市整備部 建築住宅課】

現在、市内にある市営住宅は 26 か所、738 戸、改良住宅は 1 か所、280 戸、特定公 共賃貸住宅は 14 か所、154 戸となっている。

入居できる者は、①同居する親族がいること、②収入が一定の金額を超えないこと、 ③現在住宅に困っていること(持家がないこと)であり、この条件を具備していれば 入居申込み資格がある。

使用料は、毎年、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、経過年数等に応じ、近傍同種の家賃以下に決定され、一定額を超える所得を有する者については、近傍同種の家賃が決定される。

入居者は、毎月末日までにその月分の使用料を納付しなければならない。(上越市市 営住宅条例)

次に、市営住宅駐車場使用料、特定公共賃貸住宅駐車場及び行政財産目的外使用料 (住宅使用料)について、駐車場を使用できる者は、①市営住宅の入居者又は同居者 であり、②自ら使用するための駐車場を必要とし、この条件を具備していれば使用申 込み資格がある。使用の申込みをした者の数が駐車場の区画の数を超えるときは、規 則で定めるところにより、公正な選考を行い、使用者を決定する。

申込み者が身体障害者である場合や特別な理由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、優先的に駐車場の使用者として決定することができる。

(1) 収入未済額の状況について

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移は、次のとおりである。

(単位:円、%)

市営住宅使用料

現年度分

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	163, 124, 300	159, 372, 100	0	3, 752, 200	97.7
H21	166, 698, 000	161, 166, 300	0	5, 531, 700	96. 7
H20	178, 640, 200	169, 939, 950	0	8, 700, 250	95. 1
H19	181, 038, 000	167, 844, 900	0	13, 193, 100	92.7
H18	183, 167, 450	170, 906, 050	0	12, 261, 400	93.3

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	34, 755, 996	8, 014, 579	0	26, 741, 417	23. 1
H21	40, 937, 243	10, 893, 347	819, 600	30, 043, 896	26. 6
H20	49, 538, 653	12, 891, 610	4, 410, 050	36, 647, 043	26. 0
H19	42, 368, 074	6, 021, 160	0	36, 346, 914	14. 2
H18	35, 120, 567	5, 013, 893	0	30, 106, 674	14. 3

特定公共賃貸住宅使用料

現年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	84, 146, 000	83, 890, 000	0	256,000	99. 7
H21	85, 803, 500	85, 307, 500	0	496,000	99. 4
H20	82, 239, 300	81, 458, 700	0	780,600	99. 1
H19	79, 129, 200	77, 926, 600	0	1, 202, 600	98. 5
H18	78, 811, 300	77, 977, 000	0	834, 300	98. 9

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	1, 357, 400	1, 305, 500	0	51, 900	96. 2
H21	1, 530, 800	669, 400	0	861, 400	43. 7
H20	1, 827, 000	1, 076, 800	0	750, 200	58. 9
H19	1, 084, 300	459, 900	0	624, 400	42.4
H18	989, 500	739, 500	0	250,000	74. 7

市営住宅駐車場使用料

現年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	11, 112, 450	10, 913, 250	0	199, 200	98. 2
H21	11, 119, 300	10, 879, 725	0	239, 575	97.8
H20	11, 840, 550	11, 274, 525	0	566, 025	95. 2
H19	12, 117, 250	11, 603, 850	0	513, 400	95.8
H18	11, 916, 400	11, 378, 750	0	537, 650	95. 5

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	1, 207, 450	470, 250	0	737, 200	38. 9
H21	1, 394, 500	426, 625	0	967, 875	30.6
H20	1, 580, 175	751, 700	0	828, 475	47.6
H19	1, 423, 850	357, 075	0	1, 066, 775	25. 1
H18	1, 122, 850	236, 650	0	886, 200	21. 1

特定公共賃貸住宅駐車場使用料

現年度分 (単位:円、%)

/- / /-				, , , ,-	
年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	5, 116, 300	5, 110, 600	0	5, 700	99. 9
H21	5, 208, 800	5, 172, 100	0	36, 700	99. 3
H20	5, 080, 500	5, 044, 600	0	35, 900	99. 3
H19	2, 457, 000	2, 437, 800	0	19, 200	99. 2
H18	2, 337, 100	2, 327, 100	0	10,000	99.6

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	39,000	37, 500	0	1,500	96. 2
H21	35, 900	33, 600	0	2, 300	93. 6
H20	19, 200	19, 200	0	0	100.0
H19	10,000	10,000	0	0	100.0
H18	13, 600	13, 600	0	0	100.0

行政財産目的外使用料(住宅使用料)

現年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	1, 840, 500	1, 642, 500	0	198, 000	89. 2
H21	1, 807, 321	1, 613, 500	0	193, 821	89. 3
H20	1, 921, 900	1, 272, 268	0	649, 632	66. 2
H19	2, 029, 218	1, 545, 009	0	484, 209	76. 1
H18	1, 903, 732	1, 636, 191	0	267, 541	85. 9

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	941, 981	427, 196	0	514, 785	45. 4
H21	1, 304, 756	537, 115	0	767, 641	41.2
H20	753, 750	98, 636	0	655, 114	13. 1
H19	303, 541	34, 000	0	269, 541	11. 2
H18	55, 900	19, 900	0	36, 000	35. 6

(2) 滞納整理の管理体制について

ア 事務処理体制は有効に機能しているか

事務処理体制は建築住宅課7人、収納課1人、区総合事務所13人で構成され、収納課納入促進員と連携し、建築住宅課では主に現年度分の収納業務を担当し、収納課及び納入促進員は滞納整理業務を担当している。

イ 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行われているか 実施計画等なし。 ウ 徴収事務マニュアル等の作成や担当者への研修は行われているか

「公営住宅使用料等の滞納整理について」、「市営住宅使用料の不納欠損処分基準」、 「市税等滞納整理方針」、「市税等滞納整理実施基準」、「未納市税等における収納金 の充当基準」などの徴収事務マニュアルを作成している。

また、収納課では県市町村会や全国市長会主催の徴収事務研修、県と上越地域3 市合同研修などへ参加しているものの、建築住宅課では徴収事務等に関する研修は 実施されておらず、外部研修への参加実績もない。

(3) 滞納整理記録について

ア 滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか

滞納状況や交渉経過などの記録は、滞納管理システムで管理され、その理由を明確に把握し、かつ記録している。

(4) 滞納整理事務について

- ア 督促、催告は適時、かつ適正に行われているか
- イ 時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか

滞納整理は、「公営住宅使用料等の滞納整理について」や「市税等滞納整理方針」 等に基づき、統一基準により執行されている。

民法の「時効の中断」の規定の内、「承認」(一部納付、誓約書の記入、納付約束) をすることで、中断している。

住宅使用料等の未納者に対する督促は、納期限後20日以内に建築住宅課で督促状を発行し、それでも未納の場合、催告時期に応じ一斉催告書を7月、12月、3月に収納課で発行している。滞納月数2か月以上で一斉催告書に無反応で納入もない場合は、呼出通知による個別相談や臨戸訪問を実施している。さらに、呼出通知に無反応で納付もない滞納者の連帯保証人に対し「納付督励依頼文書」を発行している。

ウ 必要に応じ履行期限の延長、分割納付等の緩和措置が適正にとられているか

個別相談の結果、担当者が一括納付が困難と判断した場合、滞納者に①滞納額の 半額納付と残りを分割納付、②1年以内(高額の場合2年以内)の全額分割納付を基 本とする納入計画の提示を求め、必要に応じて納入誓約書を徴し履行状況を確認し ている。 個別相談では、最初から分割納付には応じず全額一括納付交渉を行い、一 括納付が不可能であっても、一時金としてまとまった金額を納入してもらうことと している。所管課では、市営住宅は住宅政策のセーフティネットの使命もあること に留意するとともに、生活状況に応じて無理な約束や誓約はさせないよう配慮して いる。

エ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか 延滞金を年額 14.6%で徴収している。((上越市市営住宅条例) 住宅使用料等延滞金の状況は、次のとおりである

(単位:件、円)

年度	件数	延滞金額 (全体)
H22	149	1, 758, 621
H21	106	1, 453, 935

オ 督促手数料、延滞金等を免除しているものについては、理由及び手続は適正か 免除した案件がなかったことを確認した。

(5) 滞納処分について

住宅使用料等は自力執行権がなく差押え等ができないため、民事執行手続による 強制執行等を行うこととなり、法的措置は建築住宅課が担当している。

当市では、法的措置は時間及び費用が多大になるため、極力法的措置を行わず、連帯保証人への納入督励依頼や保証債務の履行要請に重点を置いている。

(6) 不納欠損処分について

不納欠損処分は、収納課からの情報提供により建築住宅課で「市営住宅使用料の不納欠損処分基準」により年度末に実施されている。

市営住宅使用料の不納欠損額の推移は、次のとおりである。

(単位:件、円)

年度	件数	不納欠損額
H22	_	1
H21	3	819,600
H20	10	4, 410, 050
H19	_	
H18	_	

不納欠損処分の内容は、次のとおりである。

(単位:人、円)

					(1 1 7 .) (1 .)
区	分	H20		H21	
	刀	人数	金 額	人数	金額
	第2(1)	7	782, 400	1	4,000
上越市営住宅使 用料の不納欠損	第2(2)			1	664, 900
用料の不納入損 処 分 基 準	第2(3)	3	3, 627, 650		
	第2(1)(5)			1	150, 700
計		10	5, 496, 829	3	819, 600

※上越市営住宅使用料の不納欠損処分基準

(基準)

- 第2 住宅使用料の不納欠損処分は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 市営住宅を退去後5年以上経過し、退去者が死亡又は所在不明となっているもの。 ただし、第4号に該当するものは除く。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく免責を受けたもの。
- (3) 民法(明治29年法律第89号) 第169条により5年の時効が完成し、かつ、時 効の援用がされたもの。
- (4) 民法第174条の2により判決又は和解、調停により確定した債権のうち10年が 経過したもの。
- (5) 前各号のほか、市営住宅を退去後5年以上経過し、債権の保全措置及び徴収事務を維持することが著しく困難であると認められるもの。

ア 時効の起算点に誤りはないか。

平成 20 年度において時効消滅により不納欠損処分された 3 件について調査したところ、民法に規定する時効年数を経過し、時効の起算点に誤りはなく、かつ、時効の援用がされていることを確認した。

イ 時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか

時効完成を待たず不納欠損をした案件がなかったことを確認した。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか 該当する案件がなかったことを確認した。

5 放課後児童クラブ利用者負担金 【所管課 教育委員会 学校教育課】

現在、市内にある放課後児童クラブは40か所となっている。

利用できる対象者は、①市内に住所のある小学生で昼間に保護者が不在となる家庭の児童、②児童クラブの終了時に児童を迎えに来ることができる保護者であり、この条件を具備していれば利用申込みができる。

利用しようとする人が児童クラブの定員を超えるときは、家庭状況等を審査の上、 緊急性の高い低学年の児童を優先して、利用承認をする。

利用者は毎月末日までにその月分の利用料と前月分の延長料金を納付しなければならない。(上越市放課後児童対策事業実施要綱)

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移は、次のとおりである。

(1) 収入未済額の状況について

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移は、次のとおりである。

現年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	70, 879, 900	70, 271, 300	0	608,600	99. 1%
H21	72, 634, 700	71, 481, 900	0	1, 152, 800	98.4%
H20	75, 820, 200	74, 224, 900	0	1, 595, 300	97. 9%
H19	72, 521, 600	70, 604, 300	0	1, 917, 300	97.4%
H18	61, 041, 000	59, 774, 100	0	1, 266, 900	97. 9%

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	5, 172, 600	424, 900	0	4, 747, 700	8.2%
H21	4, 508, 100	490,000	0	4, 018, 100	10.9%
H20	3, 851, 500	938, 700	0	2, 912, 800	24.4%
H19	2, 280, 400	499, 000	0	1, 781, 400	21. 9%
H18	1, 314, 400	300, 900	0	1, 013, 500	22.9%

収入未済額の発生年度別内訳(H24年2月末現在)

(単位:人、件、円)

年度	滞納者数	件数	収入未済額
H23	79	85	705, 400
H22	27	39	454, 900
H21	32	40	841,600
H20	31	41	1, 137, 100
H19	40	48	1, 088, 900
H18以前	64	79	1, 500, 900
計	273	332	5, 728, 800

※1人で複数年度分を滞納している場合は、それぞれカウントしている。

(2) 滞納整理の管理体制について

事務処理体制は学校教育課1人で構成されている。

実施計画や徴収事務マニュアル等の作成及び徴収事務に関する研修は実施されておらず、外部研修への参加実績もない。

(3) 滞納整理記録について

保護者名、児童名、電話番号、当年度未納額、過年度未納額が記録された年度別未納者一覧表は整備されているものの、督促状の発送や交渉経過などその他の記録は一切ない。

収入未済額を解消するためには、滞納理由の把握など基本的な情報を記録管理する のが不可欠であることから、滞納整理記録を整備し適切に記録管理されたい。

(4)滞納整理事務について

放課後児童クラブ利用者負担金は、原則、口座振替で当月分を月末に徴収している。 過年度分の滞納者に対しては、年 2 回督促状を発送し請求しているものの、電話によ る催告や訪問及び面談など、直接、滞納者との接触はない。

未納が続く滞納者に対しては、呼出し状を発送して直接本人との面談により納付誓 約を結ぶなどの処置をとるべきである。

事務処理体制が所管課 1 人という実情からして、やむを得ない面はあるものの、滞納整理を的確に行うには必要な情報を収集し、今後の対応策の判断材料にすることが不可欠であり、事務処理体制の見直しが必要と思われる。

また、督促手数料や延滞金の規定はなく、いずれも徴収していない。

(5)滞納処分について

放課後児童クラブ利用者負担金は自力執行権がなく差押え等ができないため、民事執行手続による強制執行等を行うこととなるが、法的措置はしていない。

(6) 不納欠損処分について

実施していない。

6 学校給食費徴収金 【所管課 教育委員会 教育総務課】

学校給食費徴収金は、児童、生徒の別で定額(月額)となっている。月の途中で入学、 退学、転校があった場合は、一食単価に給食を受けた回数を乗じて保護者から徴収する。 また、5日以上や対外競技等で給食を受けなかった場合は、一食単価に給食を受けなか った回数を乗じた額を減じて保護者から徴収する。

保護者は学校給食費徴収金の月額を、学校を経由して翌月の月末までに納付しなければならない。(上越市学校給食費徴収規則)

(1) 収入未済額の状況について

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移は、次のとおりである。

現年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	967, 356, 383	966, 437, 763	0	918, 620	99. 99%
H21	973, 939, 172	972, 514, 042	0	1, 425, 130	99. 85%
H20	947, 288, 377	945, 899, 192	0	1, 389, 185	99. 85%
H19	945, 410, 988	944, 791, 036	0	619, 952	99. 93%
H18	945, 059, 437	944, 096, 242	0	963, 195	99. 89%

過年度分 (単位:円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	1, 880, 830	735, 393	0	1, 145, 437	39. 1%
H21	1, 908, 052	1, 452, 352	0	455, 700	76. 1%
H20	1, 147, 287	628, 420	0	518, 867	54.8%
H19	981, 145	453, 810	0	527, 335	46.3%
H18	996, 594	970, 794	7, 850	17, 950	97.4%

(2) 滞納整理の管理体制について

ア 事務処理体制は有効に機能しているか

学校給食費徴収金は、保護者が学校を経由し納付することとし、学校では「学校 預り金管理システム(平成22年4月稼動)」により預り金事務を行っている。

預り金は本来保護者が直接支払うべき費用であるが、保護者の利便を図るため保 護者の同意を得て学校で集金(口座振替)される。学校給食費徴収金は市からの請 求に基づき学校が市へ一括支払うこととしている。

預り金取扱いに係る校内組織

区 分	担当者	内 容			
会計責任者	校長(補佐 教頭)				
会計主任	事務職員又は教頭	預り金事務全般			
執行担当者	学年主任、学級担任、分掌主任等	各会計の執行及び管理			
支払担当者	学年部職員、分掌担当者等 ※単学級以下の学年や単数職員が分掌し ている会計の場合は事務職員	各会計の金銭出納及び支払い			
システム担当者	事務職員等	預り金システム操作			
その他 学校職員や PTA 及び促棄者のうちから 校長が選任した者に上り組織する予算委員					

その他、学校職員やPTA及び保護者のうちから、校長が選任した者により組織する予算委員会、業者選定委員会、会計監査員が設置されている。

イ 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行われているか

「上越市立小中学校預り金取扱い要領」に基づき、各学校において毎年度預り金の「執行計画」及び「集金計画を」策定し、月々の集金額、集金日(口座振替日)を年度当初に予め保護者に通知している。給食だよりや学校だよりでの納付呼びかけや PTA 開催時での周知を通じて未納予防を徹底している。同一年度内での納付が達成できるよう電話や個別訪問による督促を実施している。

平成23年度末からは、制度改正によりこども手当から学校給食費等を徴収できることとなったことから制度を活用して、保護者と協議の上、未納分について計画的に徴収するなど対策が取られている。

ウ 徴収事務マニュアル等の作成や担当者への研修は行われているか

「上越市学校預り金取扱いマニュアル」や各学校において校内規定を整備・作成 している。また、市内の学校事務職員等で組織する「上越市学校事務共同実施推進 協議会」や「上越市校長会」において、未納問題を議題として取り上げ、対処方法 の研修や情報交換を実施している。

(3) 滞納整理記録について

ア 滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか

滞納状況は「預り金管理システム」で管理され、交渉経過等の記録も文書媒体として残し、次年度への引継事項として整備されている。

(4) 滞納整理事務について

上越市学校預り金取扱いマニュアルでは、学校給食費徴収金などの振替不納者がある場合、再振通知または督促通知により保護者へ通知することとし、月をまたぐ未納保護者へは、執行担当者と教頭が電話で早期納入を働きかけることと規定されている。

今回調査した学校の規定では、月をまたぐ未納保護者へは学年主任が、3か月以上 未納の保護者へは教頭が早期納入を働きかけ、年度をまたぐ未納保護者へは校長が督 促することとし、卒業までに必ず納入させるよう働きかけている。

なお、上越市学校預り金取扱いマニュアルでは督促手数料や延滞金の規定はなく、 いずれも徴収していない。

また、平成24年度からは、学校事務職員代表と市教育委員会代表による未納問題に対する研究会を立ち上げ、さらに研究することとしている。

(5) 滞納処分について

学校給食費徴収金は自力執行権がなく差押え等ができないため、民事執行手続による強制執行等を行うこととなるが、法的措置はしていない。

(6) 不納欠損処分について

実施していない。

第9 むすび

厳しい財政状況が続いている中、市税や各種使用料等の収入未済額の解消が喫緊の課題であるとともに、市の財政運営に大きな影響を及ぼしている。

特に、各種負担金や使用料等の収入未済額については、受益者負担や市民負担の公平性を確保する観点からも大きな問題であり、市民の納入意識の高まりを図る必要があるとともに、市の適切な対応が求められる。

今回の行政監査を通じ、収納未済額の解消に向けた事務の流れの中で、全庁的に共通 する項目や、留意する事項について意見を述べることとする。

まず、徴収体制が確立されておらず、また、徴収・滞納整理マニュアルなどもなく、 窓口業務や通常業務など他の業務と併せてごく少人数の職員が十分な時間が取れない状 況の中、徴収・滞納整理事務を実施することとなり、その結果、滞納整理事務をほとん ど実施していないケースが見受けられた。

滞納状態を看過することは、負担の公平性を損なうばかりか、制度の持続をも危うく するものになりかねない。

滞納整理に取り組んでいる他部署のノウハウを参考にするなど、効果的かつ効率的な 徴収・滞納整理体制を検討するとともに、適正な事務執行を確保するため、早急に事務 マニュアルを作成するなど滞納整理に生かされたい。

次に、滞納初期段階でのきめ細やかな納入相談を行うことによって収入未済額の累積 防止を図るとともに、滞納処分や不納欠損処分に当たっては、負担の公平と収納確保の ため、個々の状況を十分に調査して適切な対応をする必要がある。

今回監査した、保育所運営費負担金や市営住宅使用料などの事務処理体制は収納課職員や納入促進員と連携し、収納業務や滞納整理業務を実施しているものの、放課後児童クラブ利用者負担金では所管課が、また、学校給食費徴収金では小中学校の事務職員が中心となり事務執行をしている。

滞納整理を的確に行うためには、滞納を抱える関係各課が横断的に連携し、滞納者との交渉にあたる内部協力体制や専門知識のある収納課などとの業務分担制を構築することが必要であり、収納課職員の徴収ノウハウを活用されたい。

また、滞納者は他の使用料や市税等も滞納しているケースも考えられることから、滞納者に対する相談窓口を一本化することにより、納付計画を立てやすくなるなど効率的な滞納整理事務が期待できる。

さらに、今回監査した全ての担当課において徴収目標額の設定がないなど、的確な目標設定のないまま収入未済対策が行われていた。収入未済額の回収実績を向上させるためには、数値目標の設定や目標の共有化など、滞納整理における目標管理を徹底させることが重要である。

また、徴収事務に関する研修は実施されず、外部研修への参加実績もなかったケースが見受けられた。法令や実務に関する専門研修を合同で実施するなど、専門知識の習得は重要であり、専門的知識を持つ職員の配置など、滞納整理に関する体制強化に着手する必要がある。

最後に、受益者負担や市民負担の公平性を確保する観点からも、適正かつ効率的に徴収することが必要であることから、現体制を見直し、内部協力体制や業務分担制の構築を図り、収納未済額解消に向けた取組強化を望むものである。